

4. 会計はこの会の一切の会計事務を処理する。

5. 庶務はこの会の庶務ならびに会の記録を行う。

第13条 会計監査委員はこの会の会計監査を行う。なお、会計監査委員の職務については別の規定で定める。

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は任期満了後といえども、後任者が決まるまでその職務を行う。

第15条 この会に参与をおき、顧問をおくことができる。参与は校長とし、いかなる会合にも出席して意見を述べることができる。顧問は運営委員会で推薦し、会長がこれを委嘱し、会長の求めにより本会の諮問に応ずることができる。

第四章 会合

第16条 この会の会合は総会、運営委員会および役員会とする。

第17条 総会はこの会の最高議決機関であって、定期総会および臨時総会とし、会長がこれを招集する。

1. 定期総会は年1回開催する。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の求めがあつたときは、すみやかに開催する。
3. 総会は会員の3分の1以上の出席を必要とし、議決はその過半数を必要とする。
4. 総会では次のことを行う。
 - 1) 会則、規定の制定と改廃
 - 2) 事業の報告・計画
 - 3) 予算の議決と決算の承認
 - 4) 会費の決定
 - 5) 役員の承認
 - 6) その他会の目的達成のための必要な事項

第18条 運営委員会は総会につぐ議決機関であり、なおかつ執行機関であって、役員会が必要と認めたとき、または運営委員の3分の1以上の求めがあつたときは、すみやかに会長がこれを招集する。

1. 運営委員会は各専門委員長、各地区委員長および各学年委員長ならびに役員、参与をもって構成し、議決は出席者の3分の2以上を必要とする。ただし、庶務および参与は議決に加わることはできない。
2. 運営委員会では次のことを行う。
 - 1) 総会で決議したことの運営
 - 2) 事業の運営
 - 3) 補正予算と追加予算
 - 4) 内規の制定および改廃
 - 5) 特別委員会の諮問、設置
 - 6) その他必要と思われる事項